

## 年末調整・税の申告の準備はお早めに

年末調整の時期が近づいてきました。来年2月には所得税や住民税の申告受付も始まります。これらに必要な書類の中には、発行に時間がかかるものもありますので、準備は早めに済ませておきましょう。

### 【会社に勤めている方へ】

#### ■配偶者控除・配偶者特別控除が変わりました

- ・配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用が受けられなくなりました。
- ・配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。

※配偶者控除・配偶者特別控除の適用を受けるには、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を事業主に提出する必要があります。記載の仕方の詳細については、勤務先にご確認ください。

#### ■扶養親族の確認をしましょう

控除の対象となる扶養親族は、16歳以上（平成30年12月31日現在）で年間の所得金額が38万円以下の方です。扶養につける方の所得を確認し、年末までにその人数が変わる場合は勤務先に提出済みの「給与所得者の扶養控除申告書」を訂正してください。

### ▶16歳未満の扶養親族の「給与所得者の扶養控除申告書」への記載について

16歳未満の扶養親族がいる方については、「給与所

得者の扶養控除申告書」の「住民税に関する事項」欄に扶養親族の氏名等を記入してください。住民税の計算上、記入漏れがあると税額が正しく計算されない場合がありますのでご注意ください。また、各種助成・手当等の算定にも利用することがあります。

### ▶同じ人を2人で扶養親族とすることはできません

子ども1人を両親のそれぞれが扶養につけるなど、重複することのないようご注意ください。

### 【控除証明書を準備しましょう】

以下の保険料控除を受ける場合は、証明書等を添付しなければなりません。お早めにご準備ください。

- ・生命保険料控除 ・地震保険料控除
- ・小規模企業共済等掛金控除（個人型確定拠出年金含む）
- ・社会保険料控除（社会保険料、国民年金保険料等）

【問い合わせ】税務出納課町民税係 ☎85-6132

1年間の社会保険料(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の普通徴収)の支払金額がわかる「納付確認書」を交付しています。申請方法は①役場に来ていただく、または②郵便請求の2つです。※電話で金額を教えたり、交付請求の受け付けは行っていません。

【問い合わせ】税務出納課収納係 ☎85-6106

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です。

## 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

国民年金保険料は所得税法及び地方税法により、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同じく社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成30年1月から12月まで納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族

（配偶者やお子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

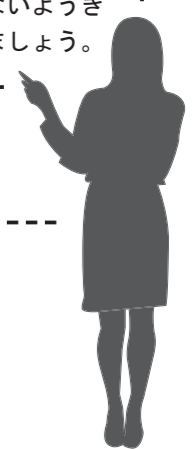
なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になります。

### ●発行時期

平成30年1月1日  
から  
10月1日までの間に  
国民年金保険料を  
納めた方  
↓  
11月上旬発送

平成30年10月2日  
から  
12月31日までの間に  
今年初めて国民年金保険料を  
納められた方  
↓  
翌年の2月上旬発送

税法によりとても有利になっている国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。



## CAUTION!

### 注意

督促状発送後も納付がない状態が続きますと、必要に応じて財産調査などを実施し、差押えに進みます。差押え財産は当方で決定し、事前の連絡はありません。差押えた給与・預金・保険等は（保険は解約のうえ）未納の税金に充当されます。動産・不動産は公売により換価のうえ、同じく未納の税金に充てられます。

※納期限を一定期間以上経過しますと延滞金が発生し、さらに納付額が増加します。お手元の納付書をご確認いただき、納期限が過ぎているものがありましたら早急に納付いただきますようお願いいたします。

**町税などの納付について**

**納め忘れはありませんか？**

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料はそれぞれに納期限があります（各納付書のほか、町報「綴込表紙」、町ホームページにも記載されています）。

●納付書で納付される方で納期限まで納められなかった場合は、督促状が送られます。

●口座振替で納付される方で残高不足等の理由により口座振替できなかった場合、口座振替不能通知書（納付書）が送付されます。納付書でも納付しただけなかった場合は、督促状が送送されます。

【問い合わせ】  
税務出納課収納係  
☎85-6106

## 年金相談や請求のお手続きのときは、ぜひご予約をお願いします。

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて「事前予約」を行なっています。待ち時間の少ない「予約相談」を、ぜひご利用ください。

米沢年金事務所  
＜米沢市金池5-4-8（米沢市役所付近）＞

●年金相談予約受付番号 ☎0238-26-4711

●通常の問い合わせ

米沢年金事務所 お客様相談室

☎0238-22-4220

自動音声案内5（職員対応）

●受付時間

平日午前8時30分～午後5時15分

●時間延長

週初の開所日 午後5時15分～午後7時

●週末相談

第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※申し込みの際は、「基礎年金番号」「相談者氏名」「電話番号」「相談内容」などを確認させていただきます。

今年度の白鷹会場の移動相談は、平成30年12月19日（水）と平成31年3月20日（水）の2回です。申し込みは、町民課戸籍年金係（☎85-6129）までお願いします。